

お客様各位

破産管財人等特殊口座開設手数料の新設について

平素は、君津信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度当組合では、下記の通り破産管財人、相続財産管理等の名義で新規開設する口座について、口座開設手数料を新設いたしますのでお知らせいたします。

お客様にはご負担をおかけしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日 令和 7 年 9 月 1 日

2. 新設する手数料

手数料名	手数料(税込)	対象口座
破産管財人等特殊口座開設手数料	11,000円	・破産管財人名義の口座 ・相続財産管理人(清算人)名義の口座 ・遺言執行者の口座 ・不在者財産管理人名義の口座 ・遺言整理受任者の口座 ・遺産承継業務受任者の口座

※個人・法人を問いません。

※既存口座を破産管財人等へ名義変更する場合も含みます。

※その他、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も含みます。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください

以上